

# SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

3

No.249 | Mar. 2022

税金のはなし

—  
相続税申告で  
漏れやすい  
財産2選

特集

## 次世代経営者のための 6つの提言

〈社長の履歴書〉株式会社東松島長寿味噌 橋本孝一氏  
〈相続のあれこれ〉未成年相続人の憂鬱  
〈オフィスレポート〉秋田事務所



コーポレート  
サイトで  
PDFファイルが  
閲覧できます

特集

# 次世代経営者のための 6つの提言

経営者にとって後継者の育成はとても重要なことです。誰を後継者とし、どのように育成すべきか難しい問題です。そこで、2020年に社長を退任し、後継者にバトンを引き継いだ、株式会社ビックカメラ元代表取締役社長の宮嶋宏幸氏に「次世代経営者のための6つの提言」をお聞きしました。劇的に変化してきた家電量販店業界で成長を続け、経営者として手腕を振るってきた宮嶋氏の言葉を、経営者育成の参考にしてください。

後継者の  
育成は難しい



株式会社ビックカメラ元代表取締役社長  
辻・本郷 M&Aソリューション株式会社 顧問  
宮嶋宏幸

1959年、長野県生まれ。創業6年後のビックカメラに1984年に新卒一期生として入社。当時の店舗数は2店、売り上げは約100億円。その後、会社の成長発展とともに新規出店、店舗運営、広告宣伝、人事、商品仕入などの各責任者としての経験を重ね、2005年に社長に就任。翌年には株式上場を果たし、新規出店による店舗網の拡大、ネット通販の拡大、物流改革、企業買収(コジマなど)、提携(株式会社ユニクロ・楽天株式会社・日本空港ビルディング株式会社など)などを積極的に進める。2020年8月末に社長を退任し取締役副会長に就任。同年11月19日の株主総会をもって退社。15年間の社長在任中に、売上は約2倍(8940億円、2019年)に、経常利益は約2.5倍(292億円、2018年)に拡大。2021年より辻・本郷 M&Aソリューション株式会社 顧問。

次世代経営者のための  
提言

# 01



人材について

## 信頼できる人を見つける

「経営者には何といても『信頼できる人』がふさわしいです。真面目で仕事熱心で嘘をつかない人。利他的で上司に対しても、間違っていることであれば間違っているとと言える人です。時間を守り、大きな声で挨拶ができ、身だしなみがきちんとしていて、場の雰囲気を明るくする、そういうタイプの人は良いですね。」



次世代経営者のための  
提言

# 02



現場について

## 売場(現場)を大切に

「何よりも現場を大切に、自分の目で確認することが大切です。そうすると必ずいろいろな気づきがあり、経営へとフィードバックすることが見つけられます。小売り業の場合は売り場も大切ですが、優先してバックヤードや従業員用のロッカー、休憩室やトイレをキレイにします。清潔な環境で業務を行うと人が育ち、ミスやトラブルが減ります。」

次世代経営者のための  
提言

# 03

ニーズについて

## お客さまに 背中を向ける

「小売り業で接客する際は、雑談力などコミュニケーション能力も大切ですが、お客さまが必要としている情報を探り、端的に伝えることが重要です。売り場では、すぐに声を掛けるのではなく、お客さまの動きを観察して知りたいことを考えながら、お客さまに背中を向けてタイミングを計ります。」



次世代経営者のための

# 提言 04



「情報収集はとても重要です。情報を入手するためには、取引先や従業員との間に『話しにくさ』の壁を作らないようにします。そのためには、相手が気軽にしゃべりたくなるように十分な時間と環境を作ること。忙しげに、懐を開き一旦受け入れることが大切です。良い意味での『脇甘く』を心掛け情報収集し、結論はゆっくり出せば大丈夫です。」



情報について

## 脇甘(わきあま)で臨む

次世代経営者のための

# 提言 05



育成について

## ポジションが人を作る

「人にポジションを与えると適性が見えてきます。権限移譲を行い人を育てましょう。また、『現在』『3年後』『5年後』の後継者候補を想定してみると、育成に必要なことが明確になります。その具体的なビジョンのもとで後継者を育てていきます。」

次世代経営者のための

# 提言 06

協業について

## 相手のことを尊重する

「他企業とコラボレーションをすることで、これまで考えられなかった新たなビジネスが見えてきます。『無理だろう』『ありえない』と思われることも、失敗を恐れず、まずやってみましょう。ビジネスの領域が変わります。またM&Aにより企業を買収する時は、決して進駐軍にならず、相手を尊重しながら時間をかけて理解を深めましょう。」



「辻・本郷」×「船井総研」でおくる

## 辻・本郷 次世代経営者アカデミー

4月より辻・本郷 税理士法人と株式会社船井総合研究所(ゲスト講師・事務局担当)による、成果を出す経営者を輩出する人材育成プログラムを毎月開催いたします。

経営者(後継者)として必要な講座・情報の提供はもちろんのこと、経営者同士のつながりを構築できる情報交換会、自分の立ち位置がわかり成長を可視化するなど充実した仕組みで、次世代経営者の育成を徹底サポートいたします。

プログラム

### 「辻・本郷」「船井総研」コンサルタントがおくる経営講座

月替わりで「辻・本郷」と「船井総研」のコンサルタントによる経営者として押さえておきたい経営講座を行います。受講後は感想をシェアする時間を設けます。

### 宮嶋宏幸による対談講座(隔月)

著名な経営者をお迎えし、本アカデミーサポーター宮嶋宏幸との対談形式でお話を伺います。

### 情報交換会

毎月情報交換会を行い、経営者(後継者)同士の繋がり、知見を広める場所をご提供します。

第1回プログラム

開催日時 4月12日(火) 13:00~17:00 LIVE配信

初回参加無料

#### 【パネルディスカッション】未来を切り開く次世代経営者になる

第1講座



辻・本郷 グループ 会長  
公認会計士・税理士  
本郷孔洋



株式会社船井総合研究所  
代表取締役社長  
真貝大介



株式会社ビックカメラ  
元代表取締役社長  
本アカデミーサポーター  
宮嶋宏幸

第2講座

ゲスト

アイロボットジャパン合同会社  
代表執行役員社長

挽野元氏



#### 【対談講座】iRobotにおける市場創出

第3講座

#### 次世代経営者のための成長企業づくり

株式会社船井総研ホールディングス  
事業開発室 エキスパート

宇都宮勉

年間受講料(1名様)

264,000円(税込)

お申し込み・お問い合わせ

初回のご参加(お試し参加)は無料となっておりますので、右記URL・フリーダイヤルまで、お気軽にお申し込みください。

<https://ht-academy.com/>

0120-407-987

【受付時間】 平日 9:45~17:30





# 社長の履歴書

24

President's Resume



古いものほど

将来性がある。

辻・本郷 税理士法人が

お取り引きさせていただいている企業のトップにフォーカスし、ビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。

今回ご紹介するのは、地域ブランドを引き継ぐために設立された

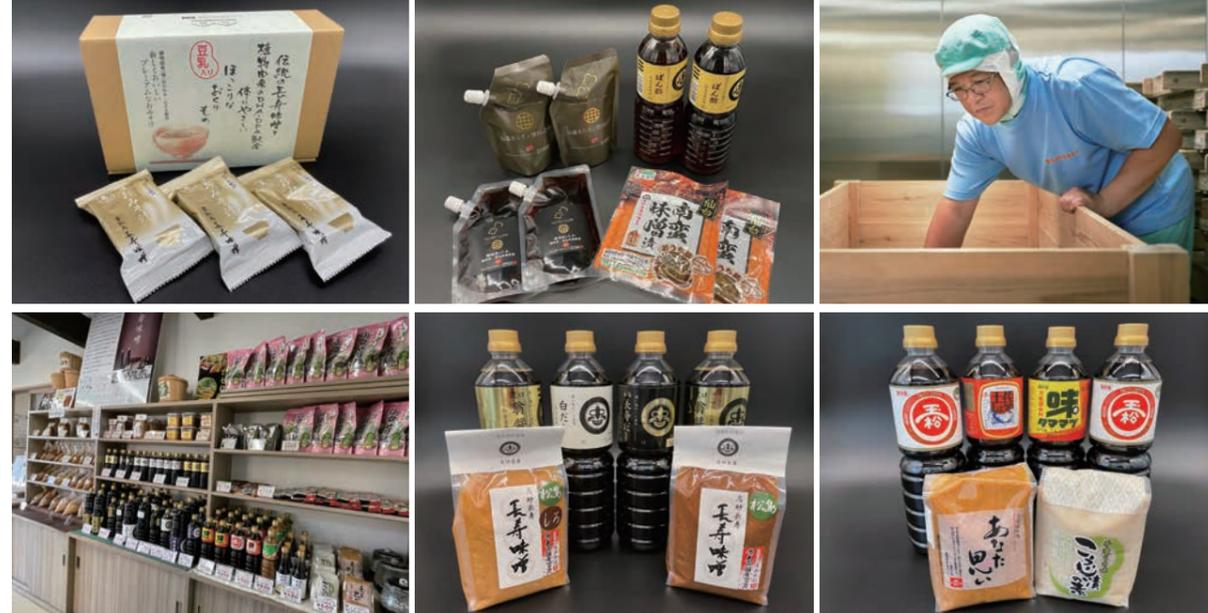
株式会社東松島長寿味噌の

代表取締役 橋本孝一さん。

経営者としての歩みの一端をご覧ください。

株式会社東松島長寿味噌  
代表取締役

## 橋本孝一氏



### 建設会社が地元の味噌ブランドを引き継ぐ

株式会社東松島長寿味噌は、営業不振により事業停止した高砂長寿味噌本舗のブランドと従業員を引き継ぐ形で、建設業を行っている株式会社橋本道路が2018年に設立しました。代表取締役は橋本道路同様に橋本孝一さんが務めています。東日本大震災で橋本さんが陣頭指揮をとったがれき処理法は、被災者の雇用を図りながらリサイクル率97.6%を実現するもので、「東松島方式」として全国に知られています。橋本さんは地元への愛情が人一倍強く、100年以上の歴史を誇る「県北」の皆さまに愛された地域ブランド高砂長寿味噌の伝統と味を残したいという思いで事業を引き継ぎました。

さらに、もう1ブランドを引き継ぐ

その東松島長寿味噌は高砂長寿味噌に続き、2019年に事業停止した「県南」の地域ブランド玉松味噌醤油を引き継ぎ、2020年に「玉松」ブランドの定番商品を復刻しました。玉松は大手にはできないこだわりの味覚を追求し、

長く愛されてきたブランド。玉松の味を残してほしいという市民の声と仙台商工会議所からの依頼を受け、高砂長寿味噌を引き継いだときと同様に、伝統を引き継ぎ、復刻版の製造・販売を担うことになったのです。

玉松の味わいの再現は、玉松味噌醤油の社長だった渡辺芳徳さんの監修のもとで実施。玉松から買い上げた釜による生産工程の整備、玉松式の原料の配合、そして火入れの温度調整など、徹底した管理体制を構築。試行錯誤の末、ようやくこだわりの伝統の味わいを再現しました。渡辺さんは事業停止後も、ブランドを残したいという思いから商標登録の更新を続けており、復刻した商品には昔ながらのラベルが貼られています。

### 地域ブランドの灯を未来へ

「伝統のものをなくしたくない」という思いで、地元宮城で愛された2つのブランドを引き継ぎました。『古いものほど将来性がある』これが私の信念です。いいものは、いつの時代も残っていきます。そして、必ずその時代にこそ輝く付加価値があるのです。この2

つのブランドを大切にし、未来に残していきたいと思っています」

地域の人に愛され、生産者の強いこだわりの下で育まれる地域ブランド。宮城を愛し、地域に根ざす経営を実践する橋本さんの強い思いにより、地域ブランドの灯は消えることなく、未来へと歩みを進めています。

### BIOGRAPHY

- ・1948年  
宮城県志田郡松山町(現:大崎市)出身
- ・1981年  
株式会社橋本道路設立
- ・2018年  
株式会社東松島長寿味噌設立

### 株式会社東松島長寿味噌

株式会社橋本道路が2018年に設立。歴史ある地域ブランドを引き継ぎ、味噌・醤油の製造販売を行っている。

<https://h-cyojumiso.jp/>  
宮城県東松島市大塩字緑ヶ丘4-5-5  
TEL.0225-83-1550

東松島長寿味噌  
オンラインショップ  
はこちらから



# 経営者のミカタ

ワンポイントで  
経営者をサポート  
Corporate resource column

This month's theme

## 大口株主等の要件の見直し—令和4年度税制改正—



新宿ミライナタワー事務所  
法人ソリューショングループ  
法人担当

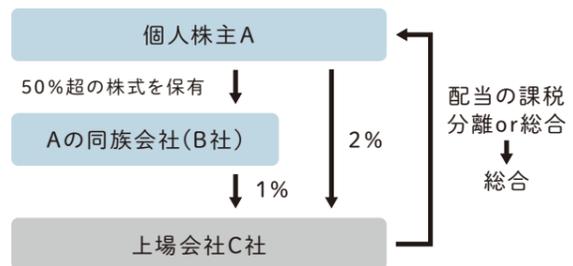
清水 厚志

個人の株主が大口株主等に該当した場合には、その株主が受け取る配当については分離課税(税率約20%)ではなく、総合課税(最高税率約55%)が適用されます。

今回の税制改正により、大口株主等の要件が改正されます。現状の大口株主等とは、上場会社等の発行済株式の3%以上保有している個人株主をいいますが、今回の税制改正により株主本人が保有する株式に加え、一定の同族会社が保有する株式を含めて3%以上保有している個人株主という要件に改正されます。

### 具体例

以下のような場合、個人株主AのC社株式の保有割合は2%のため、改正前は大口株主等に該当しませんが、改正後はB社の保有割合の1%を加えて判定するため、大口株主等に該当します。



### 現在との比較

上場会社等の配当等の課税方式は以下のとおりです。大口株主等に該当した場合、下記①申告不要と②申告分離課税を選択することが出来ず、総合課税のみとなります。

大口株主等以外
① 申告不要(特定口座等で源泉徴収済)
② 申告分離課税(税率約20%・損益通算可能)
③ 総合課税(配当控除あり。最高税率約55%)
大口株主等
① 総合課税(配当控除あり。最高税率約55%) ※少額配当については申告不要

### 適用時期

令和5年10月1日以後に支払いを受ける上場株式等の配当等が対象となります。

### その他

改正により、上場会社等は発行済株式の株式等保有割合が1%以上となる個人株主に関する報告書を税務署長に提出することになります。

SCOPE3月号 当コラム「請求書記載例」にて記載内容に誤りがございました。深くお詫び申し上げますとともに、以下の通り訂正させていただきます。  
誤)10/30 4,500円 消費税1,000円 正)10/30 4,500円 消費税 380円

# 税金のはなし

動画でわかる!

毎週2回更新! 辻・本郷のYouTubeチャンネルでのお勧め動画を厳選してご紹介。



今月のテーマの動画はこちらから!



## 相続税申告で漏れやすい財産2選

### 【税務調査】

今回は申告時に漏れてしまい税務調査の対象となりやすい2つの項目をご紹介します。

まず1つ目は生命保険契約の権利です。死亡保険金に関しては申告漏れがあることはあまりなく、一方で漏れやすいのが相続人等を被保険者として被相続人が保険料を負担しているケース(契約者は相続人名義だったとしても保険料を払っているのが被相続人の場合も)で、生命保険契約の権利として相続財産の対象となります。被保険者が亡くなったわけではなく保険金はおらないため相続人が認識していないケースがあります。

保険証券、所得税確定申告、過去の通帳から保険料の支払いがないかの確認などで分かることもありますが、お付き合いのある保険屋さんにご確認いただくことも有効です。また、2021年7月より「生命保険契約紹介制度」が創設され、亡くなったご本人が契約者または被保険者となっている保険契約の有無を確認できるよう

になりました。

2つ目は生前贈与です。相続開始まで3年以内の暦年贈与あるいは相続時精算課税贈与でもらった財産について、相続財産に持ち戻しをする必要があります。贈与の手続きは被相続人がすべて行っており相続人はあまり記憶になく申告が漏れ、税務調査の際に指摘され驚くというケースも少なくありません。

相続税法49条の開示請求をすることで、相続前の3年内加算の金額と相続時精算課税の金額が分かります。ただし、開示請求で分かるのは金額のみのため、詳細を確認するためには別途閲覧申請をする必要があります。

現在は暦年贈与は3年以内の持ち戻しですが、相続・贈与一体課税に向けた検討がされており、今後はより長い期間の持ち戻しが必要となる見込みですので、贈与を行った際の申告書や贈与契約書はしっかり保管しておきましょう。

### 今月の動画のポイント!

- ☑ 漏れやすい生命保険契約のパターン
- ☑ 生前贈与で財産計上すべき場合
- ☑ 開示請求・閲覧申請とは

### 山口 拓也

シニアパートナー  
税理士  
辻・本郷の  
YouTubeチャンネルを担当



辻・本郷 税理士法人  
YouTubeチャンネルの  
視聴・登録はコチラ

# 労務のみらい

— 人は企業のプラットフォーム —

[ 特定社会保険労務士 田中宏二 ]



## 2022年4月から中小企業に対し パワハラ防止法が適用されます

大企業では2020年6月にパワハラ防止法(労働施策総合推進法)が施行され、パワーハラスメント防止措置が義務化されており、中小企業については2022年3月まで努力義務でしたが、2022年4月からは事業規模を問わず全面施行となります。

都道府県労働局等に設置された総合労働相談コーナーに寄せられる「いじめ・嫌がらせ」に関する相談は年々増加し、令和2年には87,570件の相談があり、相談内容の中では一番多く引き続き増加傾向にあるため、事業主においては早急な対応が求められています。

今回の法改正で求められるハラスメント防止措置のポイントは次のとおりです。

- ・事業主の方針等の明確化および周知・啓発(就業規則の整備)
- ・相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備(相談窓口の設置)

- ・職場におけるパワハラに関する事後の迅速かつ適切な対応(再発防止)
- ・プライバシー保護や相談したことに対する不利益取り扱いの禁止

また研修の実施やカスタマーハラスメントに対しても同様の措置を行う等、望ましい取り組みについても積極的な対応が必要です。

ハラスメント対応を怠ると、従業員にとって安全・快適な職場環境が損なわれ、精神疾患や退職の要因となり、その周りの従業員に対してもよい影響を与えず、使用者責任、安全配慮義務、職場環境配慮義務が問われることとなります。またハラスメント報道があると会社の信用失墜や事業継続の妨げにつながるおそれがあるため、事業主だけでなく従業員も正しくハラスメントについて理解し、きちんとハラスメント防止措置を行うとともに、万が一従業員から損害賠償請求があった場合の備えを行うなどの取り組みを行うことが重要となります。



あれこれ  
相続の  
気になる  
ちよつと  
木村信夫の



辻・本郷 税理士法人  
副理事長 税理士

## 未成年相続人の憂鬱

### 1 意思能力ある未成年者

意思能力とは、物事を判断しそれに基づいて意思決定をすることができる能力とされています。一般的には満7歳くらいからあるといわれていて、昔の判例では7歳3カ月で意思能力があると判断されたものもあります。

未成年者の相続があったことを知った日を巡って、準確定申告(死亡者の確定申告)期限がいつかが争われた事案がありました。

### 2 準確定申告は相続があったことを知った日から原則4カ月以内

父甲が平成29年8月〇日に亡くなり未成年の子Aが唯一の相続人でした。弁護士丙等がAの未成年後見人になりました。時系列的に並べてみます。

- ・平成29年 8月〇日 甲の相続開始
- ・平成29年11月14日 弁護士丙等がAの未成年後見人に就任
- ・平成29年12月〇日 被相続人甲の準確定申告の提出期限(Aは未提出)
- ・平成30年 2月28日 Aは準確定申告書提出
- ・平成30年 3月26日 税務署はAに対して甲の所得税等の無申告加算税の賦課決定処分 準確定申告の提出期限に関して国税不服審判所で争うことになりました。

### 3 意思能力ある未成年者には大人の対応が求められる?

Aの未成年後見人の丙等は、Aは未成年者でありその未成年後見人が確定したのが平成29年11月14日であるので、Aの相続があったことを知った日は平成29年11月14日であると主張しました。

これに対して審判所は以下のとおり税務署の考えと同じ判断をしました。

弁識能力のない幼児のような場合に未成年後見人が選任される必要があり、その未成年後見人が相続があったことを知ることが必要となる。Aは相続開始時点で〇〇の年齢(マーキングされていて筆者の推測では15歳前後か?)に達しており、弁識能力を有しており、Aは甲と同居をしていたので甲の死亡の事実を認識していたものと考えられる。またAが未成年者である等の事情は通則法の「正当な理由」にも該当しない。以上によりAに無申告加算税がかけられてしまいました。

この未成年者が15歳(中学生)であると仮定して、親が亡くなった事実の認識はできると思います。しかし、その後一人に4カ月以内にテキパキと準確定申告手続きをすることが果たして本当にできるのでしょうか?

概ね7歳以上だと意思能力ある未成年者とみなされて、今回のような厳しい判断が下される可能性があります。



社・本郷 税理士法人

## オフィシャルレポート

Vol. 26 秋田事務所

全国で活躍している社・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。  
第26回目となる今回は、秋田事務所からのレポートです。



秋田事務所は秋田駅西口から車で20分ほどの、官庁が立ち並ぶ中心部の山王地区にあります。現在スタッフは20名程。幅広い年齢層であるがゆえジェネレーションギャップを感じることもありますが、年齢やポジションに関係なく、意見交換をし、協力しあえる雰囲気の事務所です。法人顧問をメイン業務としておりますが、事業承継・相続案件など専門性の高い業務が昨今増えてきており、スタッフ一人ひとりが日々精進しながら業務に励んでおります。

秋田県の高齢化や人口減少はここ数年で加速しており、昔ながらの商店街は閑散として、廃業などを余儀なくされるケースが増えております。そのような時こそ、大きな会社・小さな個人商店と区別することなく、どのような場面でも親身になって対応し信頼を得る仕事をする事で、新たなビジネスチャンスが生まれることを、全員が心掛けております。秋田事務所は人口減少等の負の要素に負けることなく、お客さまと共に、更に伸び続けていこうという前向きな姿勢で取り組む所存です。

秋田事務所所長  
小野寺 孝

平成23年12月 社・本郷 税理士法人に入社。  
秋田事務所の前身である伊勢税理士事務所からのメンバーで職歴は30年。  
趣味は食べ歩きで「ラーメン・寿司・焼肉」をこよなく愛すも、年のせいか「胃薬」は手放せません。

## あなたの考える秋田の魅力とは？

秋田の魅力の一つに、食文化があります。米どころということもあり、「あきたこまち」に代表されるお米や、それを原料とするお酒、お米を利用した「きりたんぼ」などを堪能することができます。夏には、全国の花火師がその技を競い合う全国花火競技会「大曲の花火」が開催されます。日本三大花火の一つとして、全国から観光客が訪れます。機会があればぜひお越しください。

## 秋田事務所

〒010-0954  
秋田県秋田市山王沼田町6-34  
TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944



## STAFF RECOMMEND



冬場は朝から駐車場の雪を男性スタッフ陣が雪掻きをし、一日がスタートします。(小野寺)



奥に見える「今日の充実、明日の成長！」という本郷会長のスローガンの通りの働き方！(小野寺)



竿燈まつりは竿を稲穂と米俵に見立て、五穀豊穡を祈願する東北三大祭りの一つです。(有明)



千秋公園は四季折々で違った風景を見せてくれます。写真は公園内にある久保田城。(谷藤)



秋田といえば金萬。ふわふわのカステラ生地、しっかりとした白あんが相性抜群。(湊)



なまはげ紫灯祭りは無病息災、豊作・豊漁など吉事を願うとされ、写真のなまはげは全長15mあり、人気の撮影スポットです。(渡辺)

## 辻・本郷セミナー

◎お問い合わせ: メール [consuldiv@ht-tax.or.jp](mailto:consuldiv@ht-tax.or.jp)  
 ※セミナータイトルにつきましては変更の可能性があります。

セミナー一覧・お申し込み



<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc2/>

### 安積塾【第一回】令和4年3月決算法人の留意点

参加費: ¥5,000

【視聴可能期間】2022年3月3日(木) 11:30~3月9日(水) 17:00 (講演時間 約90分)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 審理室 室長 税理士 安積 健

### 【相続セミナー】確定申告書から読み取る地権者向け提案のヒント

参加費: ¥3,000

【視聴可能期間】2022年3月8日(火) 11:30~3月14日(月) 17:00 (講演時間 約30分)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 柏事務所 相続センター長 税理士 武田 恭兵  
 辻・本郷 税理士法人 東京事務所 相続センター シニアコンサルタント 高橋 みゆき

### 今から備える!インボイス制度導入への対応ポイント

参加費無料

【視聴可能期間】2022年3月18日(金) 11:30~3月24日(木) 17:00 (講演時間 約50分)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 DX事業推進室 税理士 菊池 典明  
 辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 取締役

### 今こそ活用!はじめての「IT導入補助金」

参加費無料

【視聴可能期間】2022年3月25日(金) 11:30~3月31日(木) 17:00 (講演時間 約30分)

◎講師: 辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 DXバックオフィス事業部 コンサルタント 松山 考志  
 辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 DXバックオフィス事業部 コンサルタント 喜多村 映里

## 相続セミナー

参加費無料

◎各会場時間共通 セミナー 14:00~/相談会 15:00~  
 ※ご来場いただく会場セミナーとなります。

お申し込み・お問い合わせは  
各事務所まで

### 妻の老後を心配して妻の口座に入金した現金が問題となった事例<座談会>

【沖縄】3月9日(水) ◎講師: 辻・本郷 税理士法人 副理事長 税理士 木村 信夫  
 ◎会場: 沖縄県立博物館・美術館 博物館講座室 ◎詳細: 沖縄事務所 098-941-3230

【新潟】3月16日(水) ◎講師: 辻・本郷 税理士法人 シニアパートナー 税理士 山口 拓也  
 ◎会場: 新潟日報メディアシップ ナレッジルームA ◎詳細: 新潟事務所 025-255-5022

【札幌】3月17日(木) ◎講師: 辻・本郷 税理士法人 副理事長 税理士 木村 信夫  
 ◎会場: かでる2・7 510会議室 ◎詳細: 札幌事務所 011-272-1031

### 令和4年税制改正大綱(個人関係)を読む<座談会>

【富山】3月30日(水) ◎講師: 辻・本郷 税理士法人 副理事長 税理士 木村 信夫  
 辻・本郷 税理士法人 シニアパートナー 税理士 松浦 真義  
 ◎会場: 富山県民会館 702号室 ◎詳細: 富山事務所 050-3646-2203

## 新刊書籍



### 本郷孔洋の経営ノート2022

著者: 辻・本郷 グループ 会長  
 本郷 孔洋  
 発行: 東峰書房  
 発行日: 2022/3/9  
 定価: 1,540円(税込)

書籍一覧



<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc1/>

中小企業・小規模事業者の皆様へ

最大 **350万円** の補助金を  
受け取ることができます。

# IT導入補助金を活用し、 アナログからデジタルへ DX企業に変革しませんか?

## 今年のIT導入補助金はここが違います

- ポイント① パソコン・タブレット・POSレジの購入も対象
- ポイント② 補助率・補助対象期間の拡充



これまではレンタルのみ  
だったパソコン等の購入も  
対象になるんですって!!

さらに、補助率も上がって、  
クラウドサービスの利用料も  
2年分補助を受けられるそうです!



### IT導入補助金 2022 の概要

インボイス制度への対応も見据えたITツールの導入補助に加え、  
PC等のハードウェア購入の補助等を行います。

類型	デジタル化基盤導入類型		
	ITツール	PC等	レジ等
補助額	~50万円	50万円超~350万円	~20万円
補助率	3/4	2/3	1/2
対象事業者	中小企業・小規模事業者等		
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料2年分)、 ハードウェア購入費、導入関連費		

- (注意事項) ● 申請可能な対象事業者の詳細は、IT導入補助金2021のウェブサイトの該当部分(<https://www.it-hojo.jp/applicant/subsidized-works.html>)をご覧ください(昨年の例)。今年申請時における登録済みITツールは変更となる可能性がありますので、ご注意ください。
- 交付決定前に契約・導入され発生した経費は補助対象となりません。必ず交付決定を受けた後に補助事業を開始する必要があります。
  - 補助金の受給に当たっては、付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上などを目標とする計画を策定することとなります(昨年の例)。
  - 事業実施効果報告を3年間行うこととなります(昨年の例)。
  - 申請1.5ヶ月前には、希望のツールを決定し、弊社にご相談ください。
  - 採択をお約束するものではありません。

※令和4年1月に中小企業庁より公表された情報に基づいて作成しております。詳細情報は例年3~4月頃に公表されますのでご注意ください。申請する際は要項に基づき、申請いただけます。

IT導入補助金は豊富な実績を有する **辻・本郷 ITコンサルティング** にお任せください!

お問い合わせ  
担当: 松山/喜多村



03-5323-3797  
【受付時間】10:00~11:50、13:00~17:00  
※ 土日・祝日・年末年始除く



dx-backoffice@ht-tax.or.jp



辻・本郷 ITコンサルティング株式会社  
HONGO TSUJI IT CONSULTING

〒160-0022 東京都新宿区新宿 4-1-6 JR 新宿ミライナタワー 28階  
<https://www.ht-itc.net/>

札幌事務所

〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階  
TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032

青森事務所

〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階  
TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781

八戸事務所

〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5  
TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160

秋田事務所

〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34  
TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944

久慈事務所

〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8 中野ビル2階  
TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330

盛岡事務所

〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央ビル5階  
TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866

遠野事務所

〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩16 地割31-8  
TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317

一関事務所

〒021-0893 岩手県一関市地主町2-29 一関中央ビル2階  
TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665

仙台事務所

〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階  
TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742

福島事務所

〒960-8031 福島県福島市栄町1-35 福島キャピタルフロント7階  
TEL.024-525-8177 FAX.024-525-8178

郡山事務所

〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル5階  
TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882

いわき事務所

〒971-8162 福島県いわき市小名浜花畑町11-3 カネマンビル2階  
TEL.0246-73-1800 FAX.0246-73-1801

宇都宮事務所

〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り4-2-10 宇都宮駅前ビル6階  
TEL.028-600-5770 FAX.028-600-5771

水戸事務所

〒310-0903 茨城県水戸市堤町1163-7  
TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094

高崎事務所

〒370-0841 群馬県高崎市栄町3-23 高崎タワー21 2階  
TEL.027-310-5650 FAX.027-310-5651

熊谷事務所

〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波3-4 熊谷朝日八十二ビル7階  
TEL.048-599-3071 FAX.048-599-3072

大宮事務所

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル21階  
TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212

越谷事務所

〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号  
TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752

川口事務所

〒332-0017 埼玉県川口市栄町3-10-3 みどりビルディング4階  
TEL.050-3612-3341

所沢事務所

〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町15-14 所沢第一生命ビルディング5階  
TEL.04-2940-1950 FAX.04-2940-1951

柏事務所

〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4階  
TEL.04-7165-8801 FAX.04-7165-8802

千葉事務所

〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見2-3-1 塚本大千葉ビル7階  
TEL.043-227-7610 FAX.043-227-7611

船橋事務所

〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADOYA SOUTHERN TERRACE6階  
TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108

亀戸事務所

〒136-0071 東京都江東区亀戸2-31-10 コクフ亀戸ビル3階  
TEL.03-3638-1822 FAX.03-3638-8665

北千住事務所

〒120-0036 東京都足立区千住仲町40-11 朝日生命北千住ビル7階  
TEL.03-5284-2030 FAX.03-5284-2031

秋葉原事務所

〒101-0021 東京都千代田区外神田1-18-19 新秋葉原ビル6階  
TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819

東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サビアタワー18階  
TEL.03-6860-5051 FAX.050-3730-6208

神田事務所

〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階  
TEL.03-5296-9057 FAX.03-5296-9058

蒲田事務所

〒144-0051 東京都大田区西蒲田7-44-7 西蒲田T・Oビル5階  
TEL.050-3612-3342

池袋事務所

〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-7 東京西池袋ビルディング12階  
TEL.03-5396-7491 FAX.03-5396-7492

新宿センタービル事務所

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階  
TEL.03-5323-3323 FAX.03-5323-3550

新宿ライナタワー事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ライナタワー28階  
TEL.03-5323-3301 FAX.03-5323-3302

新宿HR事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-1 世界堂ビル7階  
TEL.03-5361-8060 FAX.050-3730-0417

代々木事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル5階  
TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546

渋谷事務所

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クオスタワー31階  
TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762

練馬事務所

〒176-0012 東京都練馬区豊玉北5-24-2 パシフィックニュー豊玉2階  
TEL.03-3948-8292 FAX.03-3948-9427

吉祥寺事務所

〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル6階  
TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516

立川事務所

〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル11階  
TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842

府中事務所

〒183-0023 東京都府中市宮町2-15-13 第15三ツ木ビル3階  
TEL.050-3612-3340

瑞穂事務所

〒190-1221 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎450番地  
TEL.042-557-3254 FAX.042-556-0162

町田事務所

〒194-0021 東京都町田市中町1-1-16 東京建物町田ビル9階  
TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921

横浜事務所

〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル3階  
TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558

横浜スカイビル事務所

〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島2-19-12 スカイビル24階  
TEL.045-450-1220 FAX.045-450-1221

センター南事務所

〒224-0032 神奈川県横浜市区築区茅ヶ崎中央17-26 ビクトリアセンター南2階  
TEL.045-947-0570 FAX.045-947-0577

大和事務所

〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16 TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650

湘南事務所

〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階  
TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032

小田原事務所

〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階  
TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101

新潟事務所

〒950-0916 新潟県新潟市中央区米山2-6-7 WorkWith米山5階  
TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177

上越事務所

〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8 TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187

富山事務所【開設】

〒930-0858 富山県富山市牛島町18-7 アーバンプレイス12階  
TEL.050-3646-2203

長野事務所

〒380-0921 長野県長野市栗田1000-1 長栄長野東口ビル6階  
TEL.026-291-6066 FAX.026-291-6067

甲府事務所

〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9 TEL.055-298-6007 FAX.055-298-6008

甲府中央事務所

〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6 TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578

大月事務所

〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津642-4  
TEL.0555-72-0505 FAX.0555-72-0905

岐阜事務所

〒500-8842 岐阜県岐阜市金町8-1 フロンティア丸ビル5階  
TEL.050-3612-3352

静岡事務所

〒420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町11-30 エクセルワード静岡ビル13階  
TEL.050-3612-3344 FAX.050-3737-1087

伊東事務所

〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階  
TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988

豊橋事務所

〒440-0888 愛知県豊橋市駅前大通3-60 豊橋イーストビル6階  
TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002

名古屋事務所

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 JRE名古屋広小路プレイス5階  
TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713

四日市事務所

〒510-0072 三重県四日市市九の城町7-7 TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988

京都事務所

〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町79番地  
ヤサカ四条烏丸ビル6階  
TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539

関西事務所

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル6階  
TEL.06-6110-5875 FAX.06-6110-5876

神戸事務所

〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階  
TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120

岡山事務所

〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階  
TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556

広島事務所

〒730-0032 広島県広島市中区立町1-24 有信ビル5階  
TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221

長門事務所

〒759-4106 山口県長門市仙崎1031-210 TEL.0837-26-0457 FAX.0837-26-5020

北九州事務所

〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階  
TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761

福岡事務所

〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル8階  
TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381

久留米事務所

〒830-0017 福岡県久留米市日吉町18-13 TEL.0942-33-3697 FAX.0942-39-5446

大分事務所

〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階  
TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006

熊本事務所

〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町10-34 熊本花畑ビル5階  
TEL.096-311-5015 FAX.096-311-5016

延岡事務所

〒882-0823 宮崎県延岡市中町1-2-8 和光中町ビル(旧第一生命ビル)  
TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789

鹿児島事務所

〒892-0844 鹿児島県鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル9階  
TEL.099-216-6180 FAX.099-216-6181

沖縄事務所

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 カフナ旭橋B街区ビル1階  
TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231

